

全国への緊急事態宣言を受けた本県の対応に関する県民の皆さまへの知事メッセージ

(令和2年4月20日)

県民の皆さまに強くお願いいたします。

ふるさと鹿児島を守ってください。県民の命を守ってください。1人の行動が、自分だけという行動が、多くの感染者を生むことに繋がっていきます。みんなで守らなければこのふるさと鹿児島を守ることはできません。

不要不急の帰省や旅行は控えてください。県外に移動することは絶対にやめてください。

県外の皆さまへのお願いです。

鹿児島県への旅行は控えてください。特に、離島への旅行は絶対に控えてください。緊急事態宣言が発出されております。ゴールデンウィークが一つの重要な時期と言われております。鹿児島県の感染拡大の防止は、ゴールデンウィーク中の行動にかかっています。一人一人の行動が、この鹿児島の感染拡大の防止の鍵を握っております。

県民の皆さま、強くお願い申し上げます。

みんなでこの鹿児島を守っていこうではありませんか。自分を守らなければなりません。家族を守らなければなりません。ふるさと鹿児島を守らなければなりません。そして鹿児島には、高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。リスクの高い高齢者を守っていかなくてはなりません。それは、一人一人の行動にかかっております。

皆さま一緒になって、この鹿児島を守りましょう。

よろしくお願い申し上げます。

令和2年4月20日

鹿児島県知事 三反園 訓

鹿教高第21号
鹿教保第45号
令和2年4月20日
(高校教育課・保健体育課扱い)

各県立高等学校長 殿

教 育 長

生徒の県外への帰省等の自粛について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県も緊急事態宣言の対象区域とされたことを受け、知事から県立学校に対して臨時休業についての要請がありました。

このことを踏まえ、県立高等学校においては、令和2年4月22日（水）から5月6日（水）までの間、臨時休業を行うこととしたところです。

また、県においては、県民に対して「都道府県をまたいで移動することはできる限り避ける」ことや「特定警戒都道府県に滞在したことのある方の来県後2週間の外出自粛」等を求めているところです。

つきましては、臨時休業期間中における生徒の県外への帰省等の自粛について下記のことを指導してください。

記

- 1 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することはできる限り避けるよう生徒に指導するとともに保護者に確実に周知すること。
- 2 やむを得ず生徒が県外への帰省等を行う場合は、学校に届出をさせるとともに、次のことを生徒・保護者に周知すること。
 - (1) 帰県後2週間は登校しないこと。（寄宿舎生については、帰県後2週間は寄宿舎以外の施設において健康観察を行った後で帰舎・登校させること。また、寄宿舎生以外の生徒については、帰県後2週間は自宅等において健康観察を行った後で登校させること。）
 - (2) マスク着用，手洗い，咳エチケット等を徹底すること。
 - (3) 発熱等風邪の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談すること。

<問合せ先>

（高等学校等に関すること）

高校教育課 高校教育係 内園

電 話 099-286-5291

（臨時休業及び保健管理に関すること）

保健体育課 健康教育係 楠生

電 話 099-286-5316

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた ゴールデンウィークを迎えるに際しての協力要請

ゴールデンウィークが感染拡大を防止するための一つの重要な時期と言われております。鹿児島県において今後感染が拡大するかどうか、それはゴールデンウィーク中の行動にかかっていると思っております。一人一人の行動が、この鹿児島に感染が拡大するかどうか鍵を握っております。

ついては、学校関係者の皆様におかれましては、以下のことについて御協力いただくよう、強く要請いたします。

まず、児童生徒、学生、教職員に対し、臨時休業や遠隔授業を行うこととなった趣旨を十分に御説明の上、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することは絶対に避けるよう、徹底した御指導を強くお願いします。

県外に移動した方がいた場合には、鹿児島県に帰って来られてから2週間の外出自粛をしていただき、マスク着用など咳エチケットを徹底してください。また、毎日体温を測定し、発熱等の症状が出たら、帰国者・接触者相談センターへ御相談ください。

学校という集団生活の場においては、感染拡大防止に向けて、特にクラスターを発生させることが絶対にないよう、御協力をよろしくお願いいたします。

令和2年4月21日

鹿児島県知事 三反園 訓